

山梨県公報

第六百十七号

令和七年
十二月十五日

月曜日

目次

告示

- 道路の供用開始(三件)……………六七五
- 道路の区域変更(二件)……………六七六
- 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託……………六七八
- 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出(二件)……………六七八
- 開発行為に関する工事の完了について……………六七八
- 令和七年八月二十八日付第五百九十号中正誤……………六七八
- 令和七年八月二十八日付第五百九十号中正誤……………六七八

告示

山梨県告示第三百二十一号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峠北支所において、この告示の日から令和八年一月五日まで一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十五日

山梨県知事 長崎 幸太郎

県道	道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
箕輪須玉線					
北杜市須玉町穴平字宮田五四五番一地先から	一〇〇・〇	令和七年十二月十五日			
北杜市須玉町穴平字宮田五五三八番地先まで					

山梨県告示第三百二十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峠北支所において、この告示の日から令和八年一月五日まで一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十五日

山梨県知事 長崎 幸太郎

県道	道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
華崎増富線					
北杜市須玉町比志字狐石四七〇番四地先から	一一三・三	令和七年十二月十五日			

山梨県告示第三百二十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峠北支所を除く。)において、この告示の日から令和八年一月五日まで一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十五日

山梨県知事 長崎 幸太郎

県道	道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
西下条音羽自転車道線					
甲府市飯田二丁目荒川左岸堤防地先から	一三・一	令和七年十二月十五日			

山梨県告示第三百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峠北支所）において、この告示の日から令和八年一月五日まで一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十五日

山梨県知事 長崎幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 菊崎増富線
- 三 道路の区域

区間		旧新 の別 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
北杜市須玉町比志字狐石四七〇番四地先から	北杜市須玉町比志字向田二二六五番一地先まで	旧	七・三〇	一一三・三
新	十三・四〇	十四・三	二五・六	一一三・三

山梨県告示第三百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峠北支所を除く。）において、この告示の日から令和八年一月五日まで一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十五日

山梨県知事 長崎幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 西下条音羽自転車道線
- 三 道路の区域

区間		旧新 の別 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
一	二	新	三・四〇	四八・〇

山梨県告示第三百二十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和七年十二月十五日

山梨県知事 長崎幸太郎

- 一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地 一般財團法人山梨県交通安全協会
- 二 山梨県南アルプス市下高砂八百四十七番地
- 三 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入 山梨県手数料等収納用決済端末を利用して徴収する手数料及び狩猟税
- 四 指定公金事務取扱者の指定及び委託の期間 令和八年一月一日から令和八年三月三十日まで
- 五 指定公金事務取扱者が納人から納付を受ける方法 山梨県手数料等収納用決済端末

公 告

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和七年十二月十五日

山梨県知事 長崎幸太郎

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 株式会社フォレストモール 代表取締役 尾崎幸太郎 東京都新宿区西新宿二丁目六番一号新宿住友ビル十一階
- 二 届出の概要

新	旧	旧
三・〇〇五・四	三・二〇八・二	四七・三
四八・〇	三・六〇三・七	三三・四

1	大規模小売店舗の名称及び所在地	フォレーストモール富士川	山梨県南巨摩郡富士川町青柳町九百七十三番一外
2	変更した事項		
(一)	(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名		

変更前	株式会社フォレーストモール 代表取締役 今西弘康 東京都新宿区西新宿二丁目六番一号新宿住友ビル十一階	変更後	株式会社フォレーストモール 代表取締役 尾崎幸太郎 東京都新宿区西新宿二丁目六番一号新宿住友ビル十一階
-----	--	-----	---

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前	株式会社オギノ 代表取締役 萩野寛二 山梨県甲府市徳行一丁目二番十八号 外五者	変更後	株式会社オギノ 代表取締役 萩野雄二 山梨県甲府市徳行一丁目二番十八号 外五者
-----	--	-----	--

3 変更の年月日 令和七年四月一日 外

三 届出年月日 令和七年十一月二十八日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和八年四月十五日まで

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十二号）第六条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和七年十二月十五日

1	届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名	株式会社フォレストモール	山梨県知事 長 崎 幸太郎
2	変更した事項		
(一)	(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名		

変更前	株式会社フォレーストモール 代表取締役 今西弘康 東京都新宿区西新宿二丁目六番一号新宿住友ビル十一階 外二者	変更後	株式会社フォレーストモール 代表取締役 尾崎幸太郎 東京都新宿区西新宿二丁目六番一号新宿住友ビル十一階 外二者
-----	--	-----	---

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前	マックスバリュ東海株式会社 代表取締役 作道政昭 静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町千二百九十五番地一 外九者	変更後	マックスバリュ東海株式会社 代表取締役 作道政昭 静岡県浜松市中央区篠ヶ瀬町千二百九十五番地一 外八者
-----	--	-----	---

3 変更の年月日 平成二十八年九月一日 外

三 届出年月日 令和七年十一月二十八日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和八年四月十五日まで

● 開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為
に関する工事は、完了した。

令和七年十二月十五日

山梨県知事 長崎幸太郎

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 富士吉田市中曾根四丁目三千四百九十二番、三千四百九十四番二、三千五百十六番一、三千五百十六番三、三千五百十六番十から十七、三千五百二十三番一、三千五百二十三番三、三千五百二十三番四、三千五百二十三番六、三千五百二十三番十八、三千五百二十三番十九から二十二及び三百二十三番二十四の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県富士吉田市中曾根四丁目五番十五号 ホンダ自動車販売株式会社 代表取締役 藤本 隆志

正誤

○ 令和七年八月二十八日（第五百九十号）山梨県道路公社公告第五号（山梨県道路公社が管理する有料道路の料金及び料金徴収期間の変更）
四四〇ページ下段終わりから八行目から四四一ページ上段六行目までは次のとおりの誤り。

料金の額		車種
一部線	全線	
	一、四〇〇円	普通車
六〇〇円	二、三〇〇円	中型車
九五〇円	三、二〇〇円	大型車
	五、三	特大
一、三〇〇円		
二、一		

車		車 種
一部線	全線	
五〇円	五〇円	軽自動車等
五〇〇円	一、一五〇円	軽車両等
六〇円	一四〇円	